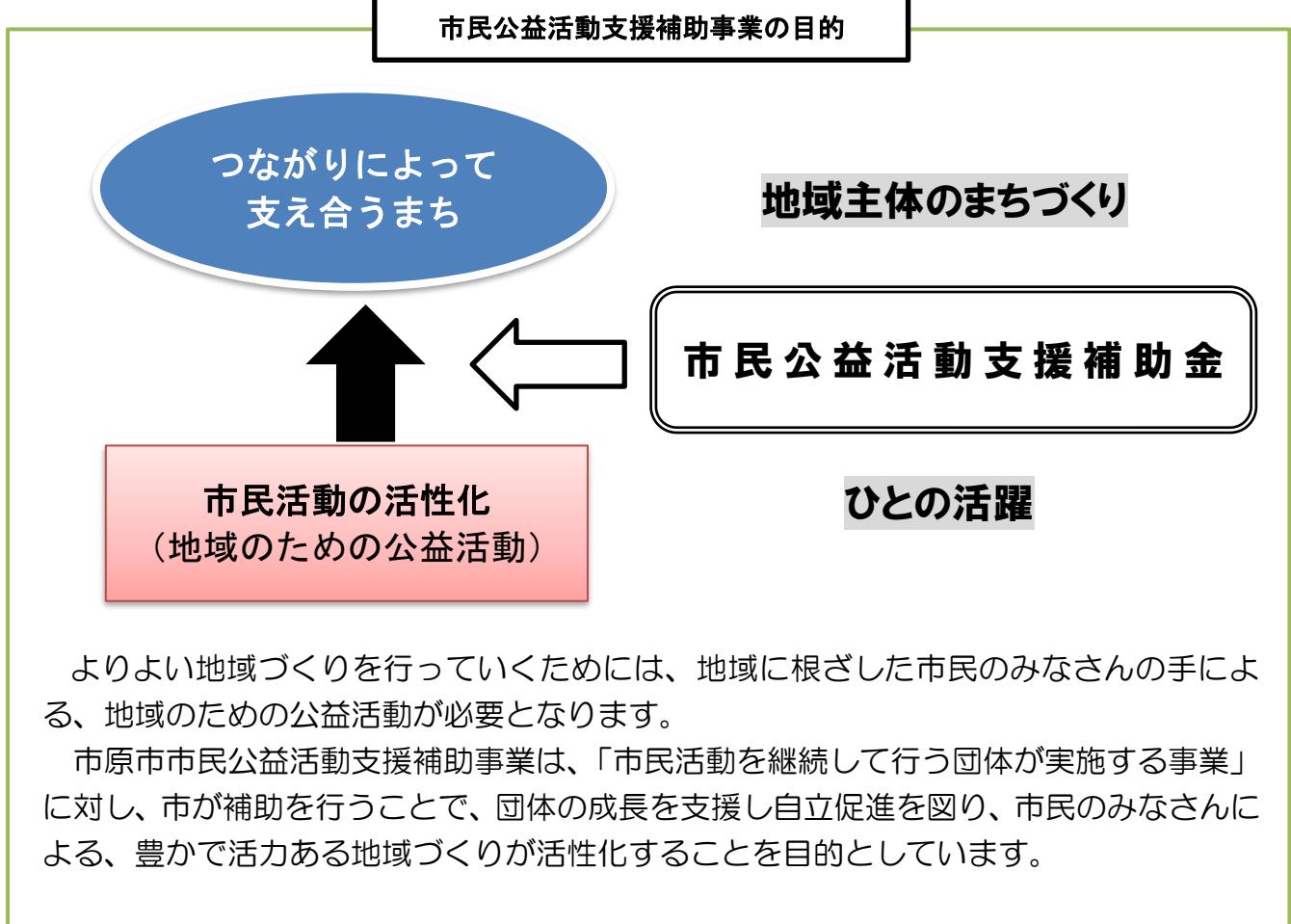


平成31年度 市原市市民公益活動支援補助金

募集要項



募集期間：平成31年4月26日（金）～令和元年5月17日（金）

1 応募の概要について

(1) 対象となる団体

- ア 市民活動団体であること。
- イ 構成員が5人以上であること。
- ウ 平成31年4月26日（金）現在で、活動した期間が1年以上で、かつ、収支の決算を1回以上行っていること。
- エ 本事業に対し、2事業以上応募していないこと。

※「市民活動団体」とは、市民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動を継続して行う団体です。

※平成31年度から市内で活動する市外に拠点を置く市民活動団体（市内在住者が不在な場合）も対象団体となります。

(2) 対象とならない団体

下記のいずれかに該当する団体は補助金の交付の対象とはならず、事業の提案はできません。

- ア 同一事業について、市原市の他の補助制度の対象となるもの。

イ 下記のいずれかの団体

- i 宗教活動、選挙活動、又は国若しくは地方公共団体において決定若しくは策定過程にある政策に賛否を示す等の政治活動を目的とする団体
- ii 特定の公職者（候補者を含む）若しくは政党を推薦、支持又は反対することを目的とする団体
- iii 暴力団又は暴力団員の統制下にある活動を目的とする団体
- iv 町内会、自治会、社会福祉法人、公益法人又は営利活動を目的とする団体

- ウ 団体及びその代表者に市税、県税、所得税、消費税及び地方消費税の滞納がある場合

- エ 過去に本補助事業の補助金を下記の回数交付された団体（補助金交付上限回数）
「10万円コース」及び「30万円コース」各コース2回ずつ

※ 過去に本補助事業の補助金を交付上限回数交付された団体に所属されていた方が、新たに団体を設立、または新たな団体に加入され、本事業に応募する場合には、補助金交付上限回数に到達した団体と応募団体を比較し、①団体名が異なること、②構成員の重複が半分未満であること、③団体の代表権を持つ者（代理者や実質的な代表者と認められる者を含む）及び会計担当者がいずれも重複していないこと、以上①～③全ての要件を満たすことが条件となります。

なぜ宗教団体、政治団体、町内会、自治会、社会福祉法人、公益団体などは対象ではないの？
この事業は、特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）の「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与する」という目的に沿い、それらの活動をもって地域課題を解決することを目指しているため、NPO法の規定に準じた団体を対象としております。

(3) 対象となる事業

以下のア～カの要件を全て満たす市民活動団体が実施する事業

- ア 市原市内において実施する事業であること。
- イ 市民活動団体自らが主体となって地域の課題解決に取り組む事業であること。
- ウ 市民活動団体の組織基盤の確立又は運営基盤の強化が見込める事業であること。
- エ 市民の意見を聞く場の設置、公開行事の開催その他の活動により、市民に対し事業を周知し、又は事業に参加する機会が設けられていること。
- オ 参加者の親睦会・交流会的な要素が強い事業ではないこと。
- カ 他の機関や団体に対する要望を中心とした事業ではないこと。

(4) 提案事業の実施期間

補助金の交付決定のあった日から令和2年2月28日（金）まで

(5) 補助の対象となる経費

ア 補助対象経費の例

区分	内訳
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none">・講習会等の参加、視察のための交通費・活動を実施するために必要な燃料費、駐車料金・講師等の交通費 等
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none">・郵便、宅配便等に要する経費 等
報償費	<ul style="list-style-type: none">・講師等の謝礼金 等
使用料及び 賃借料	<ul style="list-style-type: none">・学習会・シンポジウム等を主催する場合の会場費・講演会、会議等に必要な物品レンタル料 等
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none">・広報誌、資料等の印刷費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・活動を実施する上で必要な機材、材料、消耗品などの経費・活動内容に関する書籍の購入費 等
保険料	<ul style="list-style-type: none">・事業参加者の行事用保険料 等
人件費	<ul style="list-style-type: none">・活動を実施するために必要な人件費 (但、補助の対象となる経費の合計額の30%以内)
その他	<ul style="list-style-type: none">・事業を実施する上で必要なその他の経費のうち、市長が必要と認めるもの

イ 補助対象外経費

- i 事務所の維持等の団体の経常的な活動に要する経費や備品等の財産の取得にかかる経費
- ii 団体の構成員に係る食費及び謝礼

(6) 補助金額について

補助対象経費の9/10以内の額で、千円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額。

なお、補助事業に係る補助金以外の収入があり、その収入額が補助事業に係る補助対象経費以外の経費の額を超える場合には、補助対象経費から当該超える額を控除した額を補助対象経費の合計額とします。

ア 10万円コース

- ・補助対象経費の合計額の9/10の額が100,000円以下の場合、補助金額は「補助対象経費の9/10の額」となります。
- ・補助対象経費の9/10の額が101,000円以上で、補助金額について100,000円以下の額を希望する場合、補助金額は「100,000円以下の希望する額」となります。

イ 30万円コース

- ・補助対象経費の合計額の9/10の額が101,000円以上の場合、補助金額は「補助対象経費の9/10の額」または「300,000円」のいずれか低い方の額となります。

2 審査について

応募資格を満たした提案事業は、市原市附属機関設置条例に基づく「市原市市民活動・協働推進委員会」の審査・意見を踏まえ、市の予算範囲内で、支援を行う事業の可否を決定します。

(1) 審査方法について

- ア 10万円コース： i 提案書による書類審査
ii 書面による質疑応答審査
(団体によっては、市原市市民活動・協働推進委員会のヒアリングを受けていただく場合があります。)
イ 30万円コース： i 提案書による書類審査
ii 書面による質疑応答審査
iii 10分程度のプレゼンテーション審査及び口頭による質疑応答審査

(2) 審査基準について

評価項目	内 容
公益性	<ul style="list-style-type: none">十分な公益性を有した事業であり、趣味的な活動ではないか。
地域課題の把握 市民参加	<ul style="list-style-type: none">一般的な課題ではなく、地域の現状やニーズを認識し、それを的確に地域課題、市民ニーズとして捉えられているか。事業をより効果的に運営するため、市民や参加者等の意見を取り入れる機会があるか。
事業の実現可能性 有効性	<ul style="list-style-type: none">これまでの活動実績、スケジュール、経費、人員配置、外部との協力関係、各種調整等から判断し、確実に実施できるものか。地域課題の解決に向けて、効果的に有効な方法が盛り込まれているか。
補助の効果 将来性	<ul style="list-style-type: none">補助を受けることで事業が発展し、団体の組織基盤の強化や自立の促進が図れるか。補助を受けることで、市民と行政との協働による事業に発展する可能性があるか。
経費の適正性	<ul style="list-style-type: none">経費の積算は適切であるか。使途は団体が自立する上で適切であるか。

(3) 提案内容の変更及び経費の増減について

審査の結果、提案内容の変更や事業を行うのに必要な経費について変更（減額等）していただくことがあります。この場合、予算書を含む提案書を変更し、再提出していただきます。

3 応募方法について

(1) 募集期間

平成31年4月26日（金）から令和元年5月17日（金）まで

ア 窓口提出 5月17日（金）午後5時00分まで

イ 郵送提出 5月17日（金）必着

※ 事前に市民活動サポートセンターと相談している場合に限ります。

(2) 「募集要項」と「提案書」の配布について

「募集要項」及び「提案書」は、市役所第2庁舎4階の市民活動サポートコーナー、または市役所第1庁舎2階市民活動サポートセンターで配布しています。

また、市民活動団体ウェブサイト「まちサポ いちはら」及び市公式サイトからもダウンロードすることができます。

○市民活動団体ウェブサイト「まちサポ いちはら」：<https://ichihara-machisapo.jp/>

○市公式ウェブサイト：<http://www.city.ichihara.chiba.jp/>

トップページ⇒「くらしの情報」⇒「NPO・ボランティア」⇒「市原市市民公益活動支援補助事業」

(3) 必要書類 ※ 添付書類の不備等があると受付できません

	必要書類	チェック
1	提案書	
2	資格要件確認届	
3	団体の直近の決算書	
4	団体の定款、規約等の活動内容のわかるもの	

(4) 応募先

所定の提案書に必要事項を御記入の上、必要書類を添付して、以下にお持ちいただか、郵送してください。郵送の場合は、事前に市民活動サポートセンターに相談している場合に限ります。

また、押印が必要となるため、Eメール、FAXによる提出はできません。

なお、提出された書類はお返しできませんので、必要に応じて提出前にコピーをお取りください。

市原市役所 市民活動サポートコーナー（第2庁舎4階）

〒290-8501 市原市国分寺台中央一丁目1番地1

電話 23-9998（直通）

土曜日、日曜日、国民の祝日を除く月曜日から金曜日 午前9時00分～午後5時00分

4 平成31年度市原市市民公益活動支援補助金 スケジュール

平 成 31 年 度	4月	26日（金） 募集開始
	5月	17日（金） 募集終了
		中旬 書類審査
		下旬 書面による質疑応答審査
	6月	7日（金） プレゼンテーション審査【30万円コース提案団体のみ】 ヒアリング審査【10万円コース提案団体のうち一部の団体】
		下旬 補助事業決定（一定の審査基準を満たし、かつ予算の範囲内で決定）
		下旬 補助金交付決定・補助事業開始（※1）
		下旬 補助決定団体向け事業説明会（※2）
	7月	上旬 補助金前金払（必要に応じて）
	10月	（補助団体の実施状況確認）（※3）
	3月	上旬 成果報告会（※4）
		中旬 実績報告書提出
		下旬 補助金支払

※1 補助金の交付決定の日から補助事業を実施します。

なお、事業の実施過程で活動内容等に変更が生じた場合には、速やかに市民活動サポートセンターまで御連絡ください。

※2 補助団体の会員の中から、代表となる方（主に代表者及び会計担当者）に会議に出席していただき、補助事業の取扱について、説明会を開催します。

※3 補助団体の事業の進捗について、現場確認など行います。（団体数等により変更又は実施しない場合があります）

※4 補助団体の事業を広く市民に周知したり、市民に参加したりしていただくため、補助団体の活動予定や活動状況などを、適宜、市民活動団体ウェブサイト「まちサポ いちはら」等に掲載する予定ですので、御協力いただきます。